

自動けいぞく（累積）投資約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社 三十三銀行（以下「弊行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取決めです。

弊行はこの約款に従って、累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。この約款に別段の定めがないときには、「投資信託振替決済口座管理約款」その他の約款・規定によるものとします。

第2条（定義）

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引き落した金銭、または投資信託振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を投資信託の自動けいぞく投資口座（以下「累積投資口座」といいます。）といたします。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いしません。

第3条（累積投資契約の申込方法）

お客様は、弊行所定の申込書に必要事項をご記入いただき、これを弊行にご提出いただくことにより契約を申し込むものとし、弊行が承諾した場合に限り契約を締結するものとします。

- 2 契約が締結されたとき、弊行は直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

第4条（累積投資取引の申込方法）

お客様が、個別銘柄の累積投資取引を申し込むときは、前条の規定による契約を締結した上で、弊行所定の申込書に必要事項をご記入または記名押印し、弊行にご提出いただくことにより申し込むものとします。ただし、弊行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、弊行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下「NISA約款」といいます。）に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた特定非課税勘定で行う取引（以下「NISAつみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄、およびNISA約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた特定非課税勘定で行う取引（以下「NISA成長投資枠優先の累積投資取引」といいます。）での取得のお申し込みをすることができる投資信託の銘柄については、弊行ホームページに掲載するものとします。ただし、NISA約款により、お客様がNISAつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、原則、NISAつみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

- 2 累積投資取引のうち投資信託定時定額購入サービスの申込方法等については投資信託定時定額購入サービス取扱約款によるものとし、NISAつみたて投資枠での、あるいはNISA成長投資枠優先の累積投資取引でのお申込みをされる場合には、非課税上場株式等管理、非課税累積投資、および特定非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとします。

第5条（買付時期・価額）

弊行は、お客様から、累積投資取引による投資信託の買付けの申込みがあったときは、当該投資信託の目論見書等に従い、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。

- 2 前項の買付価額は買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- 3 買付けられた投資信託の所有権並びにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。

第6条（累積投資取引に係る投資信託の管理）

この契約により買付けられた投資信託は、すべて弊行の振替決済口座で管理します。

第7条（収益分配金の再投資）

この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代わって弊行が受領の上、その金額から税金等を差し引いた金額を、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額をもって、決算日の基準価額により買付けします。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

- 2 お客様はいつでも前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

第8条（換金および振替）

弊行は、この契約に係る投資信託について、お客様から換金の申込みを受けたときは、投資信託振替決済口座管理約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

この場合の換金価額は、当該投資信託の目論見書に定める価額といたします。

- 2 前項による換金により、弊行がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額）については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。
- 3 お客様の振替決済口座で管理されているこの契約に基づく投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、投資信託振替決済口座管理約款第7条の定めに従って振替の手続きをするものとします。

第9条（累積投資契約の解約等）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① お客様から解約の申し出があったとき
 - ② 弊行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ この契約に係る投資信託が償還されたとき
 - ④ お客様の振替決済口座が廃止されたとき
- 2 この契約が解約されたとき、弊行は遅延なくお客様の累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、振替決済口座に記載または記録されている累積投資取引に係る投資信託については、お客様の指示に従いお取扱いたします。

第10条（申込事項などの変更）

改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きにより、遅滞なく弊行に届け出ていただきます。

- 2 前項のお届出があったとき、弊行は、戸籍抄本、印鑑登録証明書、その他弊行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第11条（約款の変更）

この約款の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法584条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの契約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第12条（その他）

弊行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 印影が届出印と相違するためこの契約に基づく投資信託の換金または振替をしなかった場合
 - (2) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは換金代金の指定預金口座への入金が遅延した場合
 - (3) 投資信託振替決済口座管理約款第19条（免責事項）各号に規定する場合
- 2 投資信託振替決済口座管理約款第21条（約款の変更）および第22条（合意管轄）の規定は、この約款において準用します。

以上

2021年5月1日制定
2024年1月1日改定